

兵庫県住宅供給公社 賃貸住宅住替補助要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和8年度まちづくり部補助金交付要綱及び子育て住宅総合支援事業（民間賃貸住宅住替補助）補助金交付要領に基づき、若年夫婦世帯及び子育て世帯が県外から兵庫県住宅供給公社（以下「公社」という。）が管理する賃貸住宅に新たに入居する場合における当該住替に要する費用の一部を補助することについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 夫婦 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条の住民票の記載事項において「世帯主」及び世帯主との続柄が夫又は妻と記載されている「世帯員」の二人の者（これらの者に類する共同で生活する二人の者を含む。）をいう。
- (2) 若年夫婦世帯 住宅の契約時に年齢の合計が80歳未満の夫婦のみで構成される世帯をいう。
- (3) 子育て世帯 住宅の契約時に18歳未満の子（出産予定を含む）とその親を含む世帯員で構成される世帯をいう。

(対象住宅)

第3条 補助の対象となる公社が管理する住宅（以下「対象住宅」という。）は、次の各号に掲げるすべての要件に該当するものとする。

- (1) 尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市にある賃貸住宅であること。
- (2) 住戸専用面積が55㎡以上であること。
- (3) 夫婦世帯においては夫婦のいずれかの名義、子育て世帯においては同居する親の名義で賃貸借契約を締結した賃貸住宅であること。

(補助対象者)

第4条 この要綱による補助（以下「本件補助」という。）を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げるすべての要件に該当する世帯の構成員とする。

- (1) 世帯の構成員のいずれかが、令和8年6月1日から令和9年2月28日までに兵庫県外から公社の対象住宅に住替えた後に、令和9年2月の最終営業日までに当該補助金に関するすべての申請書類等を兵庫県住宅供給公社へ提出すること。
- (2) 契約時において若年夫婦（婚約を含む）世帯又は子育て（妊娠中を含む）世帯であること。
- (3) 契約日より5年以上公社賃貸住宅に居住する意思を有していること。
- (4) 世帯に属するすべての構成員が、生活保護法（昭和25年法律第144号）第14条に規定する住宅扶助又は生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第3項に規定する生活困窮者住居確保給付金を受給していないこと。
- (5) 世帯に属するすべての構成員が、暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条(3)に定める暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年3月8日兵庫県公安委員会規則第2号）第2条に定める暴力団等と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 過去にこの要綱に基づく補助を受けたことがないこと。
- (7) 世帯に属するすべての構成員が、兵庫県又は県内市町から本件補助と同様の補助を受けていないこと。

(補助金の額)

第5条 本件補助に係る補助金（以下「本件補助金」という。）の額は25万円とする。

(交付件数)

第6条 本件補助金の交付件数は、予算の範囲内で兵庫県住宅供給公社理事長（以下「理事長」という。）が決定する。

(補助金交付申請)

第7条 本件補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、当該申請を行う年度の2月の会社の最終営業日までに提出するものとする。

- (1) 住替え後の世帯全員の住民票の写し
- (2) 出産予定の子のみの子育て世帯にあっては母子手帳の写し等、出産予定であることがわかる書類
- (3) その他理事長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 理事長は、前条の規定による本件補助金の交付の申請を受けたときは、その内容を審査し、交付又は不交付の決定を行うものとする。

2 理事長は、前項の決定について、補助金交付決定通知書(第2号様式)又は補助金不交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 前条第2項の規定による補助金交付決定通知書による補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、速やかに、補助金交付請求書(第4号様式)により、当該補助金の交付を理事長に請求するものとする。

2 理事長は、前項の規定による補助金の交付の請求を受けたときは、その請求に係る補助金を交付決定者に交付するものとする。

(決定の取消し)

第10条 理事長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱及び関係法令に違反したとき。
- (3) その他理事長が補助金を交付することが不適當を認めたとき。

2 理事長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書(第5号様式)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 理事長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助金返還請求書(第6号様式)により、既に交付した補助金の全部の返還を同項の規定により交付決定を取り消された者に求めるものとする。

(報告等)

第12条 理事長は、本件補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、本件補助金の交付の申請者に対して、報告又は書類の提出を求めることができる。

2 申請者は、前項の報告又は書類の提出を求められたときは、速やかに応じなければならない。

3 申請者は、申請日から5年を経過する日までの間、本件補助金に関する書類を保管しなければならない。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。